

現行「京・地域福祉推進指針」の進捗状況

重点目標1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進し、充実・強化することで、地域住民の「つながり」を強化し、課題に「気づき・つながり・支える」力の向上を図る。

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進 ～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合い活動をより一層促進し、地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進める。

(参考1)

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
①	互いに認め合う地域づくりの促進	一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく過ごすことができる地域づくりを進めるため、引き続き各部署が人権に関わる課題の解消に向けて、連携して取り組む。	人権文化推進会議の開催 人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図るため、人権文化推進会議を開催した。 (令和元年度実績:平成31年4月24日開催)	人権文化推進会議の開催(令和2年4月22日開催)	人権文化推進会議の開催(令和3年4月27日資料送付)	人権文化推進会議の開催(書面開催のため、令和4年4月27日資料送付)	人権文化推進会議の開催(令和5年4月26日開催)	文化市民局
		子どもから高齢者まで幅広い世代において福祉や地域活動に対する理解が深まるよう、福祉教育等の取組を促進する。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ほほえみ交流活動支援事業への障害者福祉施設プログラムのコーディネートを実施。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ほほえみ交流活動支援事業への障害者福祉施設プログラムのコーディネートを実施。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ほほえみ交流活動支援事業への障害者福祉施設プログラムのコーディネートを実施。 学生がボランティア活動を通して、障害のある市民に対して理解を深める機会とするため、当事者の方と交流できる内容(ほほえみ広場2021学生ボランティア活動)を企画。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となったが、参加申し込みをしていた大学生にボランティア講座を紹介。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 「kyoto ころつながるプロジェクト」を年間を通じて実施(※)。「一人ひとりが安心できる、開かれた居場所づくり」をテーマにしたシンポジウムのほか、社会的なつながりが希薄で孤立している方や障害のある方による作品展示やワークショップ等も開催した。 また、ヤングケアラーや不登校・引きこもり、アルコール依存症等、様々な生きづらさを抱えた方の声を聴き、市民の理解促進を図るための「思いを聴く講座」を実施した(計12回開催)。 ※「kyoto ころつながるプロジェクト」の年間の取組状況(R5.3末時点で50事業実施)	「kyoto ころつながるプロジェクト」については、年間を通じた取組を一層強化する。 また、「思いを聴く講座」の継続開催と合わせ、出前講座として全世代を対象とした講座プログラムの開発・実施により、福祉教育の取組を推進する。	保健福祉局
		・企業向け人権啓発講座(障害者差別解消法)の実施 平成30年度:発達障害に関する講演(74名) 令和元年度:難病に関する講演(32名) ・ほほえみ交流活動支援事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学習等の支援)の実施 平成30年度:56件 令和元年度:46件	○企業向け人権啓発講座(障害者差別解消法)の実施 ※新型コロナに係る緊急事態宣言のため中止 ○ほほえみ交流活動支援事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学習等の支援)の実施 令和2年度:22件	○企業向け人権啓発講座 令和4年2月10日(木)開催 テーマ「“合理的配慮の義務化”知っていますか？」 参加者 39名 ○ほほえみ交流活動支援事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学習等の支援)の実施 令和3年度:44件	○企業向け人権啓発講座 令和5年1月27日(金)開催 テーマ「～共生社会の実現に向けて～ 知的障害の理解と知的障害のある人の雇用」 参加者 19名 ○ほほえみ交流活動事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学習等の支援)の実施(令和4年度から委託事業化) 令和4年度:44件	引き続き、企業向け人権啓発講座及びほほえみ交流活動事業の実施を継続する。	保健福祉局	
②	地域福祉活動への支援、市民参加の促進	より多くの地域住民がボランティア活動等の地域福祉活動に関心を持ち、参加してもらうとともに、ボランティアグループや学区社会福祉協議会等の活動団体の継続した活動につながるよう、京都市福祉ボランティアセンター、市・区社会福祉協議会等による支援活動を促進する。	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 ・ボランティアに関する相談・コーディネート:1,020件 ・研修・講座:7回、参加者延べ249人 (いずれも平成30年度実績)	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 ・ボランティアに関する相談・コーディネート:1、426件 ・研修・講座:4回、参加者延べ156人	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 ・ボランティアに関する相談・コーディネート:905件 ・研修・講座 Youtubeを活用したボランティア講座(配信回数3回) ボランティア活動サポート講座(ボランティアサポート講座2回、はじめてのオンラインフォローアップ講座4回、福祉施設職員のためのオンライン会議講座1回)	○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 ・ボランティアに関する相談・コーディネート:642件(R5.2末時点) ・研修・講座 ボランティア振興のため「ボランティア入門講座」の毎月開催の他、「団体活動の運営のコツ講座(5回シリーズ)」、また中間支援組織等を対象にした「助成金活用支援者研修」や「気になるケースのボランティア・コーディネーション講座～発達障がい編～」等新たな講座・研修を実施。	引き続き、京都市福祉ボランティアセンターによる市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援の実施や、市・区社会福祉協議会による地域活動・相談支援活動の支援に取り組む。	保健福祉局
		仕事と家庭生活の調だけでなく、自治会やPTA等の地域活動や社会貢献活動に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進することで、子育て期、就業期から地域とつながり、誰もが「生きがい」と「やりがい」を持って、暮らすことのできる地域づくりを進める。	○市・区社会福祉協議会による取組 社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 ・地域の絆づくり事業:見守り184学区、居場所づくり119学区、相談99学区(平成30年度実績)	○市・区社会福祉協議会による取組 社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 ・地域の絆づくり事業:見守り194学区、居場所づくり1129学区、相談109学区	○市・区社会福祉協議会による取組 社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 ・地域の絆づくり事業(R2実績):見守り183学区、居場所づくり112学区、相談102学区	○市・区社会福祉協議会による取組 社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 ・区社協では、地域の子どもの居場所づくり(子ども食堂や学習支援等)の支援を行い、コロナ禍にあっても開設数が増加している(市内152カ所:R4.12末時点)。		
		高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を発揮できる短期的な就業機会を提供するシルバー人材センター事業の推進、すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)でのボランティア活動の推進等、元氣な高齢者が社会参加していく場を一層促進する。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 SNS等を通じて実践写真を募集するとともに、各区ふれあいまつり等への啓発ブース出展や、家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。 ○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB/令和元年度中にリニューアルを予定)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 SNS等を通じて実践写真を募集するとともに、家事・育児等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。 ○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 家事・育児等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。 ○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。 ○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報戦略 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイトを活用した取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 デジタル分野等における女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	文化市民局
		障害のある方が、自らの意思と選択によって、社会的活動に参加できるよう、障害のある方への活動参加への意欲を高めるための啓発、社会的活動に参加しやすい環境の整備、同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに支え合う活動を推進する。	○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 「真のワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進する企業の優れた取組を発掘し、民間媒体等を活用して好事例を発信・共有することで波及・浸透を図るほか、国や京都府との連携による企業向け助成制度の周知等を行った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 「真のワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進する企業の優れた取組を発掘し、民間媒体等を活用して好事例を発信・共有することで波及・浸透を図るほか、国や京都府との連携による企業向け助成制度の周知等を行った。	○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任(CSR)の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト等により周知啓発等を行った。			

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
			①指導者育成事業 PTAや家庭での指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。 受講者:約3,500名 ②PTA人権尊重街頭啓発活動実施の支援 子どもを共に育む京都市民憲章の普及や人権尊重を訴えるPTA人権尊重街頭啓発活動の実施を支援した。 日 程:令和元年12月7日(土) 場 所:市内23ブロック 参加者:約1,500名 ③京都市PTAフェスティバル PTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第22回京都市PTAフェスティバル 日 程:令和元年12月14日(土) 参加者:約5,000名 ④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじのノK:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進した。 OK企業登録企業数 累計:1,113社	①指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや家庭での指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。 ②市P連オンライン「人権学習会」の支援 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの、集合しての学習会と街頭啓発活動を中止し、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和2年12月5日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ③京都市PTAフェスティバル 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止し、オンラインでPTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第23回京都市PTAフェスティバル 日 程:令和2年12月4日(金)HP公開 令和2年12月12日(土)YouTube配信開始 令和2年12月20日(日)特別番組放送(KBS京都) ④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじのノK:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進した。 OK企業登録企業数 累計:1,134社	①PTA指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや役員等の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。 ②市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和3年12月4日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ③京都市PTAフェスティバル 会場展示とオンライン(市P連HP内にてPフェスサイト掲載・ライブ配信)でPTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第24回京都市PTAフェスティバル 日程:(PTA写真展) 令和3年12月11日(土)・12日(日) (動画発表) 令和3年12月11日(土) ～令和4年1月15日(土) (YouTubeライブ配信) 令和3年12月11日(土) ※見逃し配信 ～令和4年1月15日(土)まで ④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじのノK:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進した。 OK企業登録企業数 累計:1,136社	①PTA指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや役員等の指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。(令和4年度から予算措置は幼P連と高P連のみ) ②市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和4年12月26日(月)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ③京都市PTAフェスティバル PTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第25回京都市PTAフェスティバル 日 程:令和4年12月10日(土)11時～15時 @元生祥小学校 PTA写真展、模擬店、ステージ企画(有志ステージ、講演会、サイエンスショー)、スポーツゲーム等 ④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじのノK:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進した。 OK企業登録企業数 累計:1,121社	①PTA指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや役員等の指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施する。(令和5年度から予算措置は高P連のみ) ②市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援する。 日 程:令和5年12月2日(土)予定 ③第49回日本PTA近畿ブロック研究大会 京都市大会 『はぐくもう「つながり」「きずな」「おもいやり」～京からはじまる持続可能でレジリエンスのあるPTA～』をテーマに掲げ、京都市型PTAの取組をアピールするとともに、各協議会間の連携を深めることを目的とし開催。 日 程:令和5年12月1日(金)予定 ④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじのノK:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和(真のワーク・ライフ・バランス)を推進する。	教育委員会
			高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うことにより、高齢者の多様な生きがいづくりや就労の推進に取り組んだ。 (令和2年3月末時点 会員数5,182人) 同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助を行った。 (令和2年3月末時点 978クラブ)	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組んだ。 (令和3年3月末時点 会員数5,009名) 各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図った。 (令和3年3月末時点 948クラブ)	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組んだ。 (令和4年3月末時点 会員数5,047名) 引き続き、各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図った。 (令和4年3月末時点 906クラブ)	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組んだ。 (令和5年3月末時点 会員数5,018人) 引き続き、各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図った。 (令和5年3月末時点 873クラブ)	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組む。 各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図る	保健福祉局
			障害のある人もない人もともに参加できるイベント「ほほえみ広場2019」を開催した。 ・開催日:令和元年10月19日 ・開催場所:梅小路公園芝生広場 ・来場者数:約5,500人	「ほほえみ広場2020」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の開催を中止した。	イベント見直しにより、ほほえみ広場を廃止。 障害者週間(12/3～9)にあわせて、当事者団体等による街頭啓発・ポスティング等を実施。	引き続き、障害者週間での啓発を実施する。	保健福祉局
			—	—	○認知症サポーター活動促進事業＜新規＞ 京都市長寿すこやかセンターに、認知症の当事者・家族と認知症サポーターを中心とした支援者を繋ぐためのコーディネーターを配置し、認知症の当事者・家族の社会参加活動(認知症カフェ・居場所等)の支援を行った。 また、認知症の人・家族の支援活動を希望する認知症サポーターに対し、具体的な支援に携わるための知識の習得等を目的としたステップアップ講座を開催した。 ＜令和3年度＞ ステップアップ講座:3回開催、31名受講	引き続き、京都市長寿すこやかセンターに配置したコーディネーターを中心に、認知症の当事者・家族の社会参加活動(認知症カフェ・居場所等)の支援及びステップアップ講座を開催し、認知症の当事者・家族の声を重視した支援活動が地域の認知症サポーターを巻き込みながら多くの地域で展開できるよう取組を推進する。 ＜令和4年度＞ ステップアップ講座:2回開催、23名受講	引き続き、京都市長寿すこやかセンターに配置したコーディネーターを中心に、認知症の当事者・家族の社会参加活動(認知症カフェ・居場所等)の支援及びステップアップ講座を開催し、認知症の当事者・家族の声を重視した支援活動が地域の認知症サポーターを巻き込みながら多くの地域で展開できるよう取組を推進する。	保健福祉局
③	健康づくり・介護予防の取組の推進	健康づくりの担い手として活動する「健康づくりサポーター」や介護予防に関する知識の普及啓発を行う「いきいき筋トレ普及推進ボランティア」等の活動の支援、高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図る。 市内12箇所に設置している地域介護予防推進ヤン	○健康づくりサポーターの養成・支援 地域において健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践し、健康づくりの担い手として活動するボランティア「健康づくりサポーター」を各区役所・支所で養成、支援する。 【健康づくりサポーター登録者数:420人(平成30年度末)】	健康づくりサポーターの養成・支援を行った。 【サポーター登録者数:438名】	健康づくりサポーターの養成・支援を行った。 【サポーター登録者数:408名】	健康づくりサポーターの養成・支援を行った。 【サポーター登録者数:349名】	引き続き、サポーターの養成・支援を行う。 【サポーター登録者数:集計中】	保健福祉局
			○いきいき筋トレ普及推進ボランティアの育成 高齢者が転倒による骨折等では介護状態になることを予防するなど、介護予防に関する知識の普及推進を地域において実践するボランティアを養成した。 【ボランティア登録者数:456名、養成者数:55名】	いきいき筋トレ普及推進ボランティアの養成・支援を行った。 【ボランティア登録者数:432名、養成者数:34名】	いきいき筋トレ普及推進ボランティアの養成・支援を行った。 【ボランティア登録者数:438名、養成者数:22名】	養成したいいきいき筋トレ普及推進ボランティアの活動支援を行った。 また、これまでボランティアの事務局を担当していた京都市健康づくり協会の解散(R5.3.31)に伴い、今後の事業の在り方について検討を行った。 【ボランティア登録者数:341名】 ※新しい事務局への移行人数	○地域展開に強みのある長寿すこやかセンターを事務局とし、引き続き、ボランティアの養成支援を行うとともに、同センターの事業との連携やフレイル対策の観点から事業の充実を図る。	保健福祉局

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
		地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行う。 保健福祉センターにおいては、地域の健康課題を把握するとともに、職員が積極的に地域に出向き、市民の身近な場所で地域ニーズに応じた健康づくりに関する事業を行うことで、より多くの地域住民の積極的な参加に働きかけ、継続した取組につなげていく。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、214学区で取組を推進するなど、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防を推進している。 ○地域介護予防推進センターでは、約10,700回の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発や地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行っている。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、157学区で取組を推進するなど、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防を推進している。 ○地域介護予防推進センターでは、約5,800回の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発や地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行っている。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・フレイル対策の取組を推進することが重要であることから、地域介護予防推進センターにおいて感染症対策を徹底したうえで介護予防教室を実施しているほか、京都市情報館(ホームページ)においては「お家でもできる介護予防の取組」として、気を付けていただきたいポイントや、居宅で実施できる運動に関する動画などを公開している。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、183学区で取組を推進するなど、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防を推進した。 ○地域介護予防推進センターでは、約8,300回の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発や地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行った。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・フレイル対策の取組を推進することが重要であることから、地域介護予防推進センターにおいて感染症対策を徹底したうえで介護予防教室を実施しているほか、京都市情報館(ホームページ)においては「お家でもできる介護予防の取組」として、気を付けていただきたいポイントや、居宅で実施できる運動に関する動画などを公開している。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、198学区で取組推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図っている。 ○市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターでは、約13,300回の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行った。 ○地域介護予防推進センターが関与する高齢者の「通いの場」に対して、医療専門職が連携してフレイル対策に係る支援を行う「フレイル対策支援事業」を全行政区で実施した。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ介護予防の取組を推進した。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図る。 ○市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行う。 ○令和4年度から全行政区で実施している「フレイル対策支援事業」について、医療専門職が関与する高齢者の「通いの場」の数を増やすなど、フレイル対策を一層、推進する。	保健福祉局
			○地域における健康づくり事業 各区役所・支所において、地域の健康課題を分析し、地域の関係機関と連携した健康教室等を実施した。 【地域における健康づくり事業(平成30年度実績)】 ・実施回数 1,668回 ・参加人数90,301人					
				令和2年度はすべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組 を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決にも取り組んだ。 【実施回数及び参加人数:759回、22,312人】	令和3年度はすべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組 を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決に取り組んだ。 【実施回数及び参加人数:808回、33,553人】	令和4年度はすべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組 を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決に取り組んだ。 【実施回数及び参加人数:1,379回、40,087人】	引き続き、すべての区役所・支所保健福祉センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組 を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決に取り組む。 【実施回数及び参加人数:集計中】	保健福祉局
④	地域における子育て支援の推進	少子化の進行、家族規模の縮小、共働き家庭の増加など多様化する社会において、これまで以上に妊娠前から子ども・若者、また子ども・若者を養育する全ての家庭を支えていくため、地域住民や児童委員、地域の子育て支援機関、学校等との連携を深め、地域ぐるみで子育て支援に取り組む機運を醸成する。 子育て世代をはじめとした若い世代が子育て支援の活動やPTA活動等への参加をきっかけに地域の様々な団体とつながることで、幅広い地域活動への参加と継続した活動につながることも、こうした活動が循環することにより、多くの地域住民等が子育て支援に参画し、地域全体で子どもの育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりに取り組んでいく。	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和元年度実績) 高齢者に関すること:25,673件 障害のある方に関すること:1,996件 子どもに関すること:13,189件 その他:9,442件	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和2年度実績) 高齢者に関すること:21,242件 障害のある方に関すること:1,473件 子どもに関すること:9,777件 その他:7,428件	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。また、一部の民生児童委員は主任児童委員(定数406人)に指名され、児童や子育てに関わる支援を専門的に担当しており、児童及び妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動を行っている。 ・民生児童委員相談・支援件数(令和3年度実績) 高齢者に関すること:22,000件 障害のある方に関すること:1,474件 子どもに関すること:10,582件 その他:8,447件	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。また、一部の民生児童委員は主任児童委員(定数406人)に指名され、児童や子育てに関わる支援を専門的に担当しており、児童及び妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動を行っている。 ・民生児童委員相談・支援件数(令和4年度実績) 高齢者に関すること:21,596件 障害のある方に関すること:1,127件 子どもに関すること:6,776件 その他:8,353件	引き続き、民生児童委員による日頃の見守り・相談支援活動の充実に取り組む。	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
			①PTA人権尊重街頭啓発活動実施の支援 子どもを共に育む京都市民憲章の普及や人権尊重を訴えるPTA人権尊重街頭啓発活動の実施を支援した。 日 程:令和元年12月7日(土) 場 所:市内23ブロック 参加者:約1,500名 ②PTA研修会の実施 各校種PTA総会時等に、各単位PTA会長・校園長を対象とした研修会を開催した。 ③PTAホームページとメール配信機能の利用 PTAホームページとメール配信機能により、会員間で情報共有しPTA活動の活性化を図った。また、子どもの安心安全情報等を発信することで、学校・家庭・地域の連携をより一層強化し、子どもたちを見守り育てる「安心・安全ネットワーク」構築を図った。 ④「おやじの会」の活動の促進 学校・幼稚園等を単位に活動する父親を中心としたサークルである「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促進した。 おやじの会設置数:153校園	①市P連オンライン「人権学習会」の支援 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの、集合しての学習会と街頭啓発活動を中止し、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和2年12月5日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ②PTA研修会の実施 新型コロナウイルス感染予防に取組みながら、オンライン等も活用して各単位PTA会長・校園長等を対象とした研修会を開催した。 ③PTAホームページ、メール配信機能の利用 引き続き、PTAホームページとメール配信機能により、会員間で情報共有しPTA活動の活性化を図った。また、子どもの安心安全情報等を発信することで、学校・家庭・地域の連携をより一層強化し、子どもたちを見守り育てる「安心・安全ネットワーク」構築を図った。 また、令和3年度から現行システムの位置づけを変更し、PTA未加入者もシステムに登録可能とした(全保護者が対象)。 ④「おやじの会」の活動の促進 学校・幼稚園等を単位に活動する父親を中心としたサークルである「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促進した。 おやじの会設置数:150校園	①市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程:令和3年12月4日(土)配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能) ②PTA研修会の実施 新型コロナウイルス感染予防に取組みながら、オンライン等も活用して各単位PTA会長・校園長等を対象とした研修会を開催した。 ③PTAホームページ、メール配信機能の利用 引き続き、PTAホームページとメール配信機能により、PTA・学校園・保護者間で情報共有しPTA活動の活性化を図った。また、子どもの安心安全情報等を発信することで、学校・家庭・地域の連携をより一層強化し、子どもたちを見守り育てる「安心・安全ネットワーク」構築を図った。 また、令和3年度から現行システムの位置づけを変更し、PTA未加入者もシステムに登録可能とした(全保護者が対象)。 ④「おやじの会」の活動の促進 学校・幼稚園等を単位に活動する父親を中心としたサークルである「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促進した。 おやじの会設置数:132校園	①市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援する。 日 程:令和5年12月2日(土)予定 ②PTA研修会の実施 新型コロナウイルス感染予防に取組みながら、オンライン等も活用して各単位PTA会長・校園長等を対象とした研修会を開催する。 ③PTA連絡ツール「スクリレ」の利用 単位PTAにおける連絡手段として、令和5年度からは、より使い勝手の良い「スクリレ」を利用(希望型)。PTAからのお知らせを保護者に連絡する際、有効な手段として活用し、PTA活動の活性化を図る。 ④「おやじの会」の活動の促進 引き続き、「おやじの会」の子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちの促進を図る。 ⑤京都「おやじの会」連絡会発足20周年記念事業 連絡会発足20周年を契機に、市内の子どもたちを対象とした記念事業を実施し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。	教育委員会	

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
			○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開する。 令和元年6月に、令和元年度「行動指針」を策定し、令和2年2月に、令和元年度京都はぐくみ憲章実践推進者表彰式等を開催した。	○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開する。 令和2年6月に、令和2年度「行動指針」を策定し、令和3年2月に、令和2年度京都はぐくみ憲章実践推進者表彰式等を開催した。	○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開している。 令和3年7月に、令和3年度「行動指針」を策定し、令和3年10月に、令和3年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」被表彰者26件を決定した。 令和3年度から京都はぐくみ憲章実践推進者表彰は京都市自治記念式典において表彰を行う予定であったが、コロナ禍のため式典は中止となった。	○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開している。 令和4年7月に、令和4年度「行動指針」を策定し、令和4年10月に、令和4年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」被表彰者20件を決定し、京都市自治記念式典において表彰した。 令和5年2月に、はぐくみ憲章の日の取組として、日頃から子どもを育むための活動を実践されている団体・個人との交流会(京都はぐくみ憲章子育て応援交流会)を開催した。(参加者56名)	○「京都はぐくみ憲章」の実践推進 子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」を、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれもが、自分のこととして」実践することのできる環境づくりの取組を展開している。 令和5年7月に、令和5年度「行動指針」を策定し、令和5年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」被表彰者38件を決定し、令和5年10月に、京都市自治記念式典において表彰予定。 はぐくみ憲章の日の取組として、日頃から子どもを育むための活動を実践されている団体・個人との交流会(京都はぐくみ憲章子育て応援交流会)を開催予定。	子ども若者はぐくみ局 教育委員会
			○子どもネットワークの充実 市民と行政が一体となって子育てを支えるため、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの重層的な「子どもネットワーク」を構築。子育てに関わる民間団体や行政など多様な機関が連携することで、それぞれの取組を円滑で効果的なものにするともに、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげた。	市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で推進した。	市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で推進した。	市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進した。	市民と行政が一体となって子ども・若者を支援するために構築した全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを基に、自治会・町内会、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していく。	子ども若者はぐくみ局
⑤	地域の特性に応じた支え合い活動の創出	住民と関係機関・団体等がつながり、連携・協働による支え合い活動が多く地域で創出されるよう、 高齢分野における「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動をはじめ、地域住民等の主体的な新たな支え合い活動や不足するサービスの創出に向けた取組を進める。	平成30年度までの活動を通じて蓄積したノウハウ等を効果的に活用するとともに、関係機関との連携を更に深め、地域における支え合う地域づくりへの共通意識の醸成を図り続けるとともに、高齢者の日常生活上の支援体制・環境整備を充実・強化していく。 【重点取組】 ・地域のニーズと資源の見える化、問題提起 ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発 【令和元年9月末実績】 地域支え合い活動連絡会議 11回開催 地域支え合い活動実務者会議 89回開催 地域支え合い活動情報交換会 12回開催 地域支え合い活動入門講座 15回開催 (参考:平成30年度実績) 地域支え合い活動連絡会議 25回開催 地域支え合い活動実務者会議 137回開催 地域支え合い活動情報交換会 24回開催 地域支え合い活動入門講座 36回開催	各区のコーディネーターが取組を通じて蓄積したノウハウ等を活用し、高齢者の日常生活上の支援体制・環境整備を充実・強化した。また、関係機関との連携を更に深め、地域における支え合う地域づくりへの共通意識の醸成を図った。 【令和2年9月末度実績】 地域支え合い活動連絡会議 10回開催 地域支え合い活動実務者会議 18回開催 地域支え合い活動情報交換会 12回開催 地域支え合い活動入門講座 6回開催 (参考:令和元年度実績) 地域支え合い活動連絡会議 21回開催 地域支え合い活動実務者会議 162回開催 地域支え合い活動情報交換会 20回開催 地域支え合い活動入門講座 28回開催	各区のコーディネーターが取組を通じて蓄積したノウハウ等を活用し、高齢者の日常生活上の支援体制・環境整備を充実・強化した。また、関係機関との連携を更に深め、地域における支え合う地域づくりへの共通意識の醸成を図った。 【令和3年度実績】 地域支え合い活動連絡会議 29回開催 地域支え合い活動実務者会議 70回開催 地域支え合い活動情報交換会 14回開催 地域支え合い活動入門講座 23回開催 (参考:令和2年度実績) 地域支え合い活動連絡会議 30回開催 地域支え合い活動実務者会議 54回開催 地域支え合い活動情報交換会 32回開催 地域支え合い活動入門講座 23回開催	各区のコーディネーターが取組を通じて蓄積したノウハウ等を活用し、高齢者の日常生活上の支援体制・環境整備を充実・強化した。また、関係機関との連携を更に深め、地域における支え合う地域づくりへの共通意識の醸成を図った。 【令和4年度実績】 地域支え合い活動連絡会議 28回開催 地域支え合い活動実務者会議 91回開催 地域支え合い活動情報交換会 20回開催 地域支え合い活動入門講座 27回開催 (参考:令和3年度実績) 地域支え合い活動連絡会議 29回開催 地域支え合い活動実務者会議 70回開催 地域支え合い活動情報交換会 14回開催 地域支え合い活動入門講座 23回開催	引き続き、各区のコーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議を通じて、多様な主体との連携に基づく地域特性に応じた生活支援サービスの創出を進めるとともに、既存の地域資源(居場所等)のネットワーク化や地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開を支援していく。	保健福祉局
⑥	地域コミュニティ活性化の取組との連携	地域コミュニティの活性化に向け、 住宅関連事業者等と連携するなど、自治会・町内会への加入を促進し、地域内のさまざまな団体等、多様な主体の協働を推進することで、お互いの顔が見えるまちづくりを進める。 地域の自主的なまちづくり活動を支援する「まちづくりアドバイザー」や区社会福祉協議会が連携するなど、 地域の課題解決や地域の活性化に向けて地域住民等が主体的に取り組む活動を支援することで、地域の活動に多くの住民が積極的に参加する地域づくりを進める。 地域の 住環境を脅かす様々な課題が顕在化する空き家 については、 地域福祉活動の拠点等として活用するなど、地域、専門家、事業者、行政が一体となった総合的な空き家対策を推進していく。 住民と観光客の安全安心が確保され地域と調和した「民泊」の適正な運営確保等、持続可能な地域コミュニティの実現に取り組んでいく。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」に基づき、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施した。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援した。 ○ウィズコロナ社会における地域コミュニティの「新しい地域活動スタイル」の普及促進 ウィズコロナ社会における地域コミュニティの「新しい地域活動スタイル」を提唱し、感染予防をしながら安心して地域活動に取り組んでいただくための方法・ツールを紹介するとともに、地域団体が行う地域コミュニティ活性化に向けた取組への助成について、ウィズコロナ社会に即した活用ができるよう拡充するなど、「新しい地域活動スタイル」の普及促進を図った。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」に基づき、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施した。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 引き続き、自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援した。 ○地域コミュニティにおける新しいつながり創出支援事業 地域コミュニティにおけるスマートフォン等を活用した「新しい地域活動スタイル」の普及・定着に向けて、地域団体のICTツールの導入・活用支援を目的とした連携協定を締結。地域の集会所等において、地域団体等を対象とした無料のスマートフォン講座を開催した。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 引き続き、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施した。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 引き続き、自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援した。 ○地域におけるICTの活用支援 地域のコミュニケーションの円滑化や負担軽減、情報共有等の迅速化に向けて、ソフトバンク株式会社との連携協定のもと地域の集会所等において、地域団体等を対象とした無料のスマートフォン講座を開催した。 また、小田急電鉄株式会社と、自治会・町内会向けSNS「いちのいち」のデジタル回覧板機能等により、地域住民、自治会役員等の情報共有の迅速化や効率化を実現し、生まれたゆとりや時間を地域活動に活用いただくことで地域活性化を目指すため、協定を締結した。	○住宅関連事業者等との連携による自治会・町内会への加入促進 引き続き、住宅関連事業者と連携した加入促進の取組を実施する。 ○地域住民等が主体的に取り組む活動への支援 引き続き、自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けて、まちづくりアドバイザーが、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向き、自治会等が抱える課題の把握や助言等を行うなど、自治会・町内会の主体的な取組を支援する。 ○地域におけるICTの活用支援 出張スマホ講座の実施や自治会町内会向けSNS「いちのいち」の活用支援などに取り組む。	文化市民局	
			市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進した。 令和元年度市民スクール21参加者:約4,700名	市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進した。 令和2年度市民スクール21参加者:約1,170名	市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進した。 令和3年度市民スクール21参加者:約4,600名	市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進した。 令和4年度市民スクール21参加者:約7,900名	引き続き、市民スクール21の取組として、女性を構成員とする全市的な社会教育関係団体が主体となって、「地域コミュニティの活性化」や「生涯学習社会の推進」などを目的に、概ね小学校区を単位に、地域住民・地域団体の参加を得て、福祉、子育て、環境、健康など、様々な地域の課題解決に向けた主体的な学習と実践活動を促進する。	教育委員会

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
			○「民泊」の適正な運営確保 ・平成28年4月から令和2年3月末までに本市に無許可営業の疑いがあるとして通報があった2,633施設のうち、99%に当たる2,629施設について営業中止等に至っている。 ・地域住民の「民泊」に係る不安等に対して適切な助言等を行う「民泊」地域支援アドバイザーの派遣を実施(派遣回数:計31回(17町内会))(事業開始(平成30年8月)～令和2年3月末	○「民泊」の適正な運営確保 ・平成28年4月から令和3年3月末までに本市に無許可営業の疑いがあるとして通報があった2、66施設のうち、全施設について営業中止等に至っている。 ・地域住民の「民泊」に係る不安等に対して適切な助言等を行う「民泊」地域支援アドバイザーの派遣を実施(派遣回数:計31回(17町内会))(事業開始(平成30年8月)～令和3年3月末)	○「民泊」の適正な運営確保 ・平成28年4月から令和4年3月末までに本市に無許可営業の疑いがあるとして通報があった2、680施設のうち、99.9%に当たる2,679施設について営業中止等に至っている。	○「民泊」の適正な運営確保 ・平成28年4月から令和5年3月末までに本市に無許可営業の疑いがあるとして通報があった2、704施設のうち、99.9%に当たる2,703施設について営業中止等に至っている。	○「民泊」の適正な運営確保 違法な「民泊」の根絶や不適正な「民泊」に対する通報等への対応、既存宿泊施設への調査など適正運営の確保に向けた取組の徹底	保健福祉局
		○本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」:274名登録 ○地域の自治組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取組を行う地域:累計141学区 ○一戸建て、長屋建ての空き家を活用・流通させる場合に必要な改修費の一部を補助する「空家活用・流通支援等補助金」:36件 [建築協定等を活用したまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、通年派遣)2地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣)2地区 計2回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※主に地区計画の策定を目指したまちづくりに取り組む地域に対し、コーディネーターを派遣し、地区計画策定に向けた合意形成の支援等を行った(2地区)。 ※地域が主体となった宿泊施設の立地制限の取組支援について、これまで市内15地区(H28:1地区、H29:3地区、H30:6地区、R1:5地区)において、民泊を制限する建築協定を締結している。 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	○本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」:270名登録 ○地域の自治組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取組を行う地域:累計142学区 ○一戸建て、長屋建ての空き家を活用・流通させる場合に必要な改修費の一部を補助する「空家活用・流通支援等補助金」:35件 [建築協定等を活用したまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、通年派遣)2地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣)4地区 計8回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	○本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」:247名登録 ○地域の自治組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取組を行う地域:累計167学区 ○一戸建て、長屋建ての空き家を活用・流通させる場合に必要な改修費の一部を補助する「空家活用・流通支援等補助金」:31件 [建築協定等を活用したまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、半年以内の派遣)1地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣)1地区 計3回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	○本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」:281名登録 ○おしかけ講座(空き家化予防につながる出張講座)の開催等により、地域の自治体組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取組を行う地域を拡大。:累計206学区 [地域主体のまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、通年派遣)2地区 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣)3地区 計3回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	引き続き、地域、専門家、事業者、行政が一体となった総合的な空き家対策を推進し、空き家の活用・流通を促進する。 [地域主体のまちづくり支援業務] 地区計画及び建築協定等の活用を検討する地域への専門家派遣 ・コーディネーター派遣(地区計画、期間派遣)1年:1地区、6ヶ月:1地区、3ヶ月:1地区 ・コーディネーター派遣(地区計画、単回派遣)10回 ・コンサルタント派遣(建築協定、単回派遣)2地区 計4回 京都市建築協定連絡協議会の活動支援 ・事務局運営支援 ・建築協定連絡協議会支援補助金 ※上記業務の他、地区計画や建築協定の活用を検討する地域からの相談や出前トークの要望等があった場合は適宜対応	都市計画局	
⑦	見守り・相談支援活動の促進	地域の身近な相談相手である民生児童委員や老人福祉員、障害者相談員、学区社会福祉協議会などの日頃の見守り・相談支援活動の充実により、地域全体で悩みや課題を抱えている方への「気づき」を高めていく。 また、同じ悩みや経験を持つ方々が集まり、解決に向けて共に支え合う当事者組織は、当事者ならではの目線に立った相談・支援による「気づき」や悩み等の受け止めの場、情報共有の場となるとともに、多様な課題の発信源にもなる。 こうした、地域での見守り・相談支援活動を引き続き促進し、身近な地域で多様な課題に「気づき」、悩みや相談を受け止め、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援につなげる地域づくりを進める。	○民生児童委員による取組(再掲) 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和元年度実績) 高齢者に関すること:25,673件 障害のある方に関すること:1,996件 子どもに関すること:13,189件 その他:9,442件 ○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1,472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:44,185人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,997人(令和元年度実績) ○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 ・地域の絆づくり事業:見守り184学区、居場所づくり119学区、相談99学区 ・健康すこやか学級事業:214学区(平成30年度実績)	○民生児童委員による取組(再掲) 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・相談・支援件数(令和2年度実績) 高齢者に関すること:21,242件 障害のある方に関すること:1,473件 子どもに関すること:9,777件 その他:7,428件 ○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1、472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:44,185人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,997人 ○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 ・地域の絆づくり事業:見守り194学区、居場所づくり129学区、相談109学区 ・健康すこやか学級事業:214学区	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。 ・民生児童委員相談・支援件数(令和3年度実績) 高齢者に関すること:22,000件 障害のある方に関すること:1,474件 子どもに関すること:10,582件 子どもに関すること:8,447件 ○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1、472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:43,754人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,495人 ○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 ・地域の絆づくり事業(R2実績):見守り183学区、居場所づくり112学区、相談102学区	○民生児童委員による取組 民生児童委員(定数2、728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。また、一部の民生児童委員は主任児童委員(定数406人)に指名され、児童や子育てに関わる支援を専門的に担当しており、児童及び妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動を行っている。 ・民生児童委員相談・支援件数(令和4年度実績) 高齢者に関すること:21,596件 障害のある方に関すること:1,127件 子どもに関すること:6,776件 その他:8,353件 ○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1、472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:44,180人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,382人 ○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 ・地域の絆づくり事業…R2年度はコロナの影響により居場所づくりや相談活動の実施学区社協数が半減したが、R3年度以降は回復の傾向にある。	引き続き、民生児童委員や老人福祉員等による日頃の見守り・相談支援活動の充実に取り組む。 また、民生児童委員や老人福祉員が、安心して、安定的・継続的に活動していけるよう、活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、困難な課題を抱える委員の相談に応じること、活動の充実を図るとともに、活動への不安や負担感等の軽減に取り組む。	保健福祉局
			・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和元年度:1,271件(実績) 平成30年度:1,591件(実績)	・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和元年度:1,271件(実績) 令和2年度:1,288件(実績)	・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和2年度:1,288件(実績) 令和3年度:1,356件(実績)	・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和3年度:1,356件(実績) 令和4年度:1,115件(実績)	引き続き、障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じること、福祉の増進を図る。	保健福祉局

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
⑧	居場所の取組の推進	「健康長寿サロン」や子ども食堂等をはじめとした居場所の取組の拡充と支援に向け、行政・関係機関・団体等が連携しながら取り組んでいく。	高齢者の居場所づくりについては、地域の住民や団体が主体となって設置運営する「健康長寿サロン」に対し、一定の要件を満たすものに補助金を交付し、本市ホームページでその情報を公開する等の支援を行った。(平成30年度末時点 332箇所)	本市ホームページで健康長寿サロンの掲載情報を更新する他、サロン運営者に対して、コロナ禍における工夫した取組の紹介など高齢者の繋がり維持確保のために必要な情報提供を行うとともに、課題把握のためのアンケートを実施した。	○健康長寿サロンの利用促進と新規開設の促進を目的に本市ホームページの掲載情報をより充実した内容に更新するとともに、厚労省のサイトでもサロン設置情報の公表を行った。 ○コロナ禍で休止しているサロン運営者に対して、現況と再開の意向に係る聞き取り調査を行った。 ○地域介護予防推進センターや社会福祉協議会等の関係機関等に健康長寿サロン補助制度の説明と利用促進の協力依頼を行った。	○健康長寿サロンの利用促進と新規開設の促進を目的に、本市及び厚労省のホームページへの掲載情報を更新した。 ○コロナ禍で休止している健康長寿サロン運営者に対して、現況と再開の意向に係る聞き取り調査を行った。 ○地域介護予防推進センターや社会福祉協議会等の関係機関等に健康長寿サロン補助制度の説明と利用促進の協力依頼を行った。 ○民生児童委員連盟に対して、健康長寿サロンの補助制度を説明し、利用促進の協力依頼を行った。	○本市及び厚労省のホームページや市民しんぶん等を活用して情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、健康長寿サロンの新規設置を積極的に推進する。また、コロナの影響等により、休止しているサロンの再開を働きかけてまいる。	保健福祉局
			○子どもの居場所づくり支援事業 民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行うとともに、取組の立ち上げや運営に係るアドバイザーを運営団体等に派遣し、具体的な助言を行う事業を実施している。 京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 平成30年度補助：11団体 令和元年度補助(予定)：2団体(1月末時点)	民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。 また、子ども食堂等をはじめとした市内の子どもの居場所が、より安定的かつ地域の実情に応じた創意工夫を凝らした運営が実施できるよう、『子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業』を新たに創設し、子どもの居場所を直接訪問し、現場を見たうえでの相談対応や、ウェブサイトや研修会を通じた運営ノウハウ等の底上げなどの取組を実施している。 ●京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 平成30年度補助：11団体 令和元年度補助：3団体 令和2年度補助決定：2団体(R3.1月末時点) ●子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 相談件数：138件(R2.12月末時点)	民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。 また、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行った。 ●京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 平成30年度補助：11団体 令和元年度補助：3団体 令和2年度補助：4団体 令和3年度補助：8団体 ●子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 相談件数：598件 ※現地訪問246件を含む	民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。 また、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行う。 ●京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 令和4年度補助：2団体(R4.12月末現在) ●子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 相談件数：541件 ※現地訪問192件を含む(R4.12月末時点)	民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。 また、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等の充実を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行う。 さらに、令和5年度から子ども食堂等が行う子どもの見守り活動に対する補助金制度を創設する。	子ども若者はぐくみ局
⑨	災害時の要配慮者への支援の充実	平常時から避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施や福祉避難所の円滑な運営の確保に取り組む。 地域における見守り活動促進事業の推進、重度障害者等の個別避難計画の作成等を通じて、災害時の要配慮者の視点に立った取組の充実を図り、要配慮者を含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る取組を進める。 大規模災害が発生した際、各地から参集するボランティアの活動が被災者の多様なニーズに応じて効果的に展開されるよう、市・区災害ボランティアセンターが連携し、平常時における災害ボランティア活動の普及啓発などに取り組む。 災害時に区ボランティアセンターが速やかに設置され、有効に機能するよう、各区の総合防災訓練と連携した、区ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、近年発生する自然災害といった危機に対しても、しなやかに克服するまちづくり「レジリエント・シティ」の構築に取り組む。	地域の防災訓練において、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練やHUG等の図上訓練、研修等を実施した。 京都市総合防災訓練において、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施した。	地域の防災訓練において、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練やHUG等の図上訓練、研修等について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ実施した。	地域の防災訓練において、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練やHUG等の図上訓練、研修等について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ実施した。	新規指定した指定避難所について、避難所運営マニュアルの早期策定に取り組むとともに、避難所運営マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営訓練を実施した。	引き続き、新規指定した指定避難所について、避難所運営マニュアルの早期策定に取り組むとともに、避難所運営マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営訓練の実施に取り組む。	行財政局
			○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 ・令和元年台風第19号の被害に伴う、被災地支援ボランティアの募集及び派遣：計3回、延べ54名のボランティア等を派遣 ・市(区)災害ボランティアセンター設置・運営訓練：8箇所	○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 ・令和元年台風第19号の被害に伴う、被災地支援ボランティアの募集及び派遣：計3回、延べ54名のボランティア等を派遣 ・市(区)災害ボランティアセンター設置・運営訓練：8箇所	○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 ・令和3年度「災害ボランティア入門講座」の開催 ・令和3年度「京都市災害ボランティアセンター運営サポーター養成シンポジウム～被災者の気持ちに寄り添う活動とは～」の開催(予定)	○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 ・令和4年度「災害ボランティア入門講座」の開催 ・令和4年度「京都市災害ボランティアセンター運営サポーター養成講座」の開催	引き続き、市・区災害ボランティアセンターによる災害ボランティア活動に関する普及啓発や人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営訓練等に取り組む。	文化市民局 保健福祉局
			・重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 対象者55名に同意書等を発送、同意者に対して順次個別避難計画作成を開始。	○重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 令和元年度に引き続き、同意者13名(令和3年1月末時点)に対して順次個別避難計画を作成(対象地域：伏見区本所、深草支所管内)。	○重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 対象地域：伏見区本所、深草支所管内(令和元年度から)計画作成者11名 対象地域：右京区役所、西京区本所、洛西支所管内(令和3年度から)計画作成者14名	○個別避難計画作成推進事業 単身の重度障害者のみならず、避難行動要支援者の中でも、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方を「優先度の高い方」として、令和4年度から7年度にかけて個別避難計画作成に取り組む。令和4年度は、各区役所・支所ごとに先行実施地域(又は事業所)を選定して計画作成に取り組み、その実施内容を検証したうえで、令和5年度以降、個別避難計画作成推進事業を全市で実施する。 計画作成数(令和5年3月末時点) 高齢者：39名、障害者28名	令和4年度の先行実施での課題等を踏まえ所要の見直しを行ったうえで、令和5年度以降は全市域に事業を拡大し、要介護度、障害支援区分の高い方から、順次、福祉専門職による計画作成に取り組み。 また、福祉専門職による計画作成対象以外の方に対しては、御本人、御家族等による計画作成を勧奨していく。	保健福祉局
			○地域における見守り活動促進事業 要介護高齢者や障害者等の同意を得て、見守り支援を必要とする者の名簿を作成し、当該名簿を地域団体に提供し情報共有を図ることで、地域団体による日頃の見守り活動の充実を図る。 ・平成30年11月時点名簿登載者数 20,232人 ・令和元年11月時点名簿登載者数 19,038人	○地域における見守り活動促進事業 要介護高齢者や障害者等の同意を得て、見守り支援を必要とする方の名簿を作成し、当該名簿を地域団体に提供して情報共有を図ることで、地域団体による日頃の見守り活動の充実を図る。 ・令和元年11月時点名簿登載者数 19,038人 ・令和2年11月時点名簿登載者数 17,710人	○地域における見守り活動促進事業 平常時からの地域への個人情報提供に係る同意取得の割合が20%程度で推移しており、地域において、避難行動要支援者の把握が十分に行えないという課題があったことから、令和3年12月、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定し、地域への提供を拒否した方を除く避難行動要支援者名簿を提供できる仕組みを構築し、対象者(約73,000人)への意向確認等、避難行動要支援者に係る支援体制の拡充に取り組んだ。(意向確認の結果、同意率は約88%に増加)	○地域における見守り活動促進事業 新たに制定した条例に基づいて、地域への提供に拒否した方を除く避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と協定を締結したうえで当該名簿を提供した。 名簿登載者 73,489人(令和4年10月1日時点) うち、地域に提供する名簿登載者 64,898人 協定締結団体 (令和5年3月末時点) 障害者地域生活支援センター 15団体 障害者福祉団体 5団体 地域包括支援センター 61団体 学区民生児童委員協議会 216団体 区社会福祉協議会(名簿の管理のみ) 11団体 学区社会福祉協議会 215団体 学区自主防災会 29団体 学区自治連合会 5団体	引き続き、避難行動要支援者名簿に係る制度の周知に努めるとともに、地域における活用事例等を他の地域・団体等と共有することにより、全市での日頃の見守り活動の充実を図っていく。	保健福祉局
			○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。 ・令和元年12月末時点 289箇所 (高齢者施設190箇所、障害者施設84箇所、妊産婦等施設15箇所) また、発災時における開設・運営の実効性を高めるため、京都市総合防災訓練において事前指定施設と連携し、訓練を実施した。 さらに、福祉避難所について市民の理解、認識を深めていただく取組として、京都市政出前トーク等により、市民団体等に福祉避難所についての説明を行った。	○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。 ・令和3年1月1日時点 292箇所 (高齢者施設190箇所、障害者施設86箇所、妊産婦等施設16箇所) また、発災時における開設・運営の実効性を高めるため、京都市防災訓練の実施に合わせ事前指定施設(京都ライトハウス)と連携し、訓練を実施した。 さらに、福祉避難所について市民の理解、認識を深めていただく取組として、京都市政出前トーク等により、市民団体等に福祉避難所についての説明を行った。	○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。 ・令和3年9月15日時点 297箇所 (高齢者施設191箇所、障害者施設90箇所、妊産婦等施設16箇所) 令和3年5月、内閣府が定める「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されたため、福祉避難所事前指定施設に対して指定福祉避難所の指定及び直接避難等に関するアンケートを実施した。 また、出前トークの実施や福祉避難所事前指定施設職員への研修動画を公開などに取り組んだ。	○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。 ・令和5年3月末日時点 302箇所 (高齢者施設197箇所、障害者施設90箇所、妊産婦等施設15箇所) また、出前トークや福祉避難所机上訓練を実施し、市民への周知や職員の知識の研鑽などに取り組んだ。 ・出前トークの実施 4回 ・机上訓練の実施 令和5年2月27日 ・福祉避難所事前指定施設職員向け研修動画の作成 令和5年3月公開 ・京都市総合防災訓練での啓発 令和4年10月29日	引き続き、社会福祉施設等に対して協力を依頼し、事前指定施設の拡大に取り組む。 また、近年大規模な災害が立て続けに発生していること等を踏まえ、福祉避難所の開設・運営の実効性を高める取組として、訓練や研修の実施手法や内容等について検討を進めるとともに、直接避難等のあり方についても検討を進める。	保健福祉局

現行「京・地域福祉推進指針」の進捗状況

重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

地域でキャッチしたものの、対応が困難な課題について、行政・支援関係機関が連携し、それぞれ持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結び付ける分野横断的な支援体制の強化を図る。

推進項目3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

対応が困難な課題を、しっかりと行政・関係機関が受け止め、円滑に支援につなぐ体制の充実を図る。

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
①	行政・関係機関等が支援調整を行う体制の強化	地域でキャッチし、地域だけでは対応が困難な複合的な課題について、保健福祉センター、関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制を強化する。 体制の強化にあたっては、個別の施策だけでは対応が困難な課題に対し、保健福祉センターをはじめ、関係部署及び関係機関等が連携し、支援を行うことで、課題を抱えた方々の早期発見と支援の早期提供につなげ、抱えた課題が深刻化する前に解決が図られることを目指す。	ひきこもりや8050問題等、地域住民が抱える福祉的な課題が多様化・複雑化している中、本市では、これまで年齢によって分かれていたひきこもりの相談窓口を、来年度一元化するため、令和元年10月に京都市社会福祉審議会に「ひきこもり支援の在り方検討専門分科会」を設置し、本市のひきこもりを取り巻く本市の現状や在るべく支援策等について検討を行った。	ひきこもり支援 令和元年10月に京都市社会福祉審議会に設置された「ひきこもり支援の在り方専門分科会」での5回にわたる御議論の成果を、京都市社会福祉審議会において「京都市におけるひきこもり支援の在り方について(意見具申)」として取りまとめられ、令和2年8月に提出された。 意見具申の内容も踏まえ、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うため、8月1日付けで、支援の調整役を担う「寄り添い支援係長」を全区役所・支所保健福祉センターに各1名、計14名配置し、体制強化を図った。 また、令和2年9月1日付けで、これまで年齢や施策によって分かれていた相談窓口を一つにまとめて明確化し、支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに、新たに、支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」の開催や、伴走型支援を行う「よりそい支援員」の配置など、ひきこもり支援の再構築を行った。	・ひきこもり支援 複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組んでいる。 さらに、令和3年度には、状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的に、「京都市ひきこもり支援事業補助金」を創設した。	・ひきこもり支援 引き続き、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組んだ。 また、ひきこもり相談窓口について、より相談しやすくなるよう、プライバシーに配慮した相談ブースの増設など、機能面の強化を図るため、相談窓口の移転を行った。 さらに、家族の相談ニーズは高く、本人につながるまで、家族支援を長期にわたって継続するケースも少なくないことから、本人にとって最も身近な支援者である家族を支えるための取組として、家族向け研修会及び交流会を実施した(令和4年度開催回数：2回)。	・ひきこもり支援 引き続き、本人だけでなく家族も含めて、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組む。	保健福祉局
			各区役所・支所の子どもはぐくみ室で運営する、複数の機関で支援を行うためのネットワークである要保護児童対策地域協議会においては、実務者会議(開催回数55回：令和2年1月末時点)に教育委員会指導部生徒指導課指導主事が新たに参加するとともに、より深い協議を行うよう運営を行っている。また、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行っている。	子どもはぐくみ室、児童相談所及び教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参画する、各区役所・支所要保護児童対策地域協議会の実務者会議(開催回数69回(予定))において、支援対象者について協議を行い、課題解決に向けて取り組んでいる。 加えて、京都市要保護児童対策地域協議会に、新たに「京都少年鑑別所」「教育委員会指導部学校指導課」が構成員として参画し、より幅広い関係機関での連携強化を図った。 さらに、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行っている。	これまでから、各区役所・支所要保護児童対策地域協議会実務者会議には、子どもはぐくみ室、児童相談所及び教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参画していたが、令和3年度からは新たに京都府警察が順次参画し、関係機関のさらなる連携強化を図っている。令和3年度における開催回数は69回(実績)であり、支援対象者の課題解決に向けて取り組んだ。 さらに、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行った。	これまでから、各区役所・支所要保護児童対策地域協議会実務者会議には、子どもはぐくみ室、児童相談所及び教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参画していたが、令和3年度からは新たに京都府警察が順次参画し、関係機関のさらなる連携強化を図っている。令和4年度における開催回数は68回(実績)であり、支援対象者の課題解決に向けて取り組んだ。 さらに、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行った。	各区役所・支所の子どもはぐくみ室において、引き続き要保護児童対策協議会調整機関としての役割を担うとともに、他課と連携し支援を行っていく。	子ども若者はぐくみ局
			—	—	孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした事業 ・相談事業の実施 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を、「京都市男女共同参画センター」において、新たに設置している。(受付総件数150件) ・居場所づくりの実施 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした居場所づくり事業(ピアサポート)を実施している。参加者、ピアサポーター及びファシリテーターとの対話を通じたワークショップ形式等で実施し、参加者が相互に支え合い、社会とのつながりを回復するための場としている。(開催回数4回) ・生理用品(相談窓口案内チラシ付き)の配備 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性、とりわけ、さまざまな事情で生理用品を購入できない方を対象に、NPO法人、社会福祉法人、京都市社会福祉協議会、学校等において、相談支援等につなげるためのきっかけとして、相談窓口案内チラシ付の生理用品の提供を行っている。	孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした事業 ・相談事業の実施 令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、引き続き、「京都市男女共同参画センター」において、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を運営する。(受付件数総233件) ・居場所づくりの実施 令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、ひとり親家庭支援や若年女性を支援しているそれぞれの団体の強みをいかし、女性が日々の悩みを語り合える居場所をつくるなど、対象者に即して事業を実施する。(開催回数5回) ・就業支援の実施 様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、自立支援や既存の就業支援事業へつなぐとともに、就業意欲の向上に資する講座等を実施する。(全5回の連続講座を2コース開講)(総参加者数39名)	・相談事業の実施 「京都市男女共同参画センター」において、孤独・孤立や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を運営する。(6月末時点受付件数41件) ・居場所づくりの実施 これまでに構築した女性支援を行う団体等とのつながりを活用し、それぞれの団体の強みをいかし、女性が日々の悩みを語り合える居場所をつくるなど、対象者に即して事業を実施する。(全5回予定) ・就業支援の実施 孤独・孤立や困難・課題等を抱える女性が自立生活を行い、就業する意欲の向上に資する講座等を開催するとともに、既存の女性の就業支援につなぐ取組を実施する。(全3回予定)	文化市民局

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
②	地域における多様な課題に対応する事業の充実	○地域あんしん支援員設置事業、不良な生活環境対策条例、ひきこもり支援等の取組の推進 これまで本市が地域住民や関係機関・団体等との連携のもと、進めてきた分野横断的な取組を引き続き推進し、支援が必要な方に対し、的確に支援の手が差し伸べられるよう、取組を進めていく。	○地域あんしん支援員設置事業 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む、令和元年12月末時点で200世帯に対し支援を実施。うち、110世帯は、世帯の抱える課題を解決し、関係機関や地域による支援・見守りに移行している。 (30年度末支援世帯数180世帯→令和元年度末時点213世帯)	○地域あんしん支援員設置事業 複合的な複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため、令和2年6月に、あんしん支援員を2名増員し、計14名を全区役所・支所単位に配置し、当該事業の実施体制等の充実を図った。 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組み、令和2年度末時点で、242世帯に対し支援を実施。	○地域あんしん支援員設置事業 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組み、令和3年度末時点で、277世帯に対し支援を実施。	○地域あんしん支援員設置事業 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組み、令和3年度末時点で、304世帯に対し支援を実施。	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。	保健福祉局
		・地域あんしん支援員設置事業 社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否とあった、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、支援につながっていない方等に対して、「地域あんしん支援員」が継続して寄り添いながら、地域や関係機関等と連携・協働し、適切な支援に結びつける。 ・いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（不良な生活環境対策条例）」（平成26年11月施行）に基づき、各区役所・支所に設置された対策事務局が地域や関係機関・団体等と連携した取組を進める。 ・ひきこもり支援 「ひきこもり」等の課題を抱える世帯への支援にあたっては、分野を超えた総合的な支援を展開するため、「ひきこもり地域支援センター」「保健福祉センター」をはじめとした関係機関が相互に緊密な連携を図り地域との協働することで、当事者や御家族に寄り添った切れ目のないひきこもり支援に取り組む。	○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となっており、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。 令和2年3月末時点で、「ごみ屋敷」として通報等のあった349世帯のうち340世帯は調査が完了しており、251世帯について不良な生活環境(いわゆる「ごみ屋敷」状態)と判定した。このうち213世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る38世帯については、今後も調査や支援など、必要な関わりを継続していく。 (不良な生活環境を解消した数 30年度末支援世帯数196世帯→令和元年度末時点213世帯)	○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となっており、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。 令和3年3月末時点で、「ごみ屋敷」として通報等のあった393世帯のうち375世帯は状況把握が完了しており、272世帯について不良な生活環境(いわゆる「ごみ屋敷」状態)と判定した。このうち239世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る33世帯については、今後も状況把握の調査や不良な生活環境の解消支援など、必要な関わりを継続していく。 (不良な生活環境を解消した数 令和元年度末213世帯→令和2年度末時点239世帯)	○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となっており、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めた。 令和4年3月末時点で、「ごみ屋敷」として通報等のあった426世帯のうち401世帯は状況把握が完了しており、288世帯について不良な生活環境(いわゆる「ごみ屋敷」状態)と判定した。このうち258世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る30世帯については、今後も状況把握の調査や不良な生活環境の解消支援など、必要な関わりを継続していくこととした。 (不良な生活環境を解消した数 令和2年度末239世帯→令和3年度末時点258世帯)	○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 引き続き、地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となっており、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。 令和5年3月末時点で、「ごみ屋敷」として通報等のあった447世帯のうち430世帯は状況把握が完了しており、304世帯について不良な生活環境(いわゆる「ごみ屋敷」状態)と判定した。このうち274世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る30世帯については、今後も状況把握の調査や不良な生活環境の解消支援など、必要な関わりを継続していく。 (不良な生活環境を解消した数 令和3年度末258世帯→令和4年度末時点274世帯)	引き続き、条例の基本方針に基づき、支援を基本とした不良な生活環境の解消を図りつつ、地域住民の安心・安全を確保してくため、必要な対応を行う。	保健福祉局
			○ひきこもり支援 ニート、ひきこもり、不登校等に対する支援情報を集約化した子ども・若者総合相談窓口を設置し、社会生活を営むうえで困難を有する39歳以下の子ども・若者の社会参加に向けた悩みや相談に対応し、相談内容に応じて、適切な支援機関の紹介、情報提供及び助言を行っている。 また、子ども・若者支援地域協議会の支援の主導的な役割を担う指定支援機関である京都市ユースサービス協会に設置した支援コーディネーターが、複数の関係機関による連携した支援が必要な子ども・若者、継続した支援や見守りが必要な子ども・若者等に対して、地域協議会の構成機関等と連携の下、ひとりひとりの状況に応じて、寄り添い型・見守り型支援を実施している。 【総合相談窓口】相談件数509件(うち、ひきこもり182件) 【指定支援機関】支援件数90件(うち、ひきこもり59件)	・ひきこもり支援 令和2年9月1日付けで行った再構築後のひきこもり支援体制の下、包括的な寄り添い支援を行った。	・ひきこもり支援 複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組んでいる。 さらに、令和3年度には、状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的に、「京都市ひきこもり支援事業補助金」を創設した。	・ひきこもり支援 引き続き、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組んだ。 また、ひきこもり相談窓口について、より相談しやすくなるよう、プライバシーに配慮した相談ブースの増設など、機能面の強化を図るため、相談窓口の移転を行った。 さらに、家族の相談ニーズは高く、本人につながるまで、家族支援を長期にわたって継続するケースも少なくないことから、本人にとって最も身近な支援者である家族を支えるための取組として、家族向け研修会及び交流会を実施した(令和4年度開催回数:2回)。	・ひきこもり支援 引き続き、本人だけでなく家族も含めて、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組む。	保健福祉局
		ひきこもりや8050問題等、地域住民が抱える福祉的な課題が多様化・複雑化している中、本市では、これまで年齢によって分かれていたひきこもりの相談窓口を、来年度一元化するため、令和元年10月に京都市社会福祉審議会に「ひきこもり支援の在り方検討専門分科会」を設置し、本市のひきこもりを取り巻く本市の現状や在るべく支援策等について検討を行った。(再掲)						

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
		○再犯防止対策の推進 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、市民と地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員として円滑に復帰することができるよう、「 地域再犯防止推進モデル事業 」による取組を推進し、犯罪をした者等の特徴や抱える課題、必要とされる支援等を把握する実態調査を通じて、生活・就労等のモデル支援を実施するほか、「 京都市版再犯防止推進計画 」の策定に取り組むことで、SDG sの理念にも掲げられている「誰一人取り残さない」社会の実現につなげていく。	①モデル事業として、支援が必要な若年女性等について支援計画を作成し、具体的な生活・就労等の寄り添い支援を実施した。 また、犯罪をした人等が刑務所等の出所後に、困難や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介したハンドブックを作成し、京都刑務所や京都市域における保護観察の現場等において配布・紹介する取組を実施した。 ②「京都市再犯防止推進計画(仮称)」の策定に当たり、幅広い意見を反映するため、刑事司法関係機関及び再犯防止支援等を行う民間団体等で構成する「京都市再犯防止推進会議」を設置・開催し、計画に盛り込む項目等について検討を行った。	引き続きモデル事業として若年女性等への寄り添い支援に取り組むと共に、京都の文化力をいかした居場所づくり等も実施した。 モデル事業の検証結果、「京都市再犯防止推進会議」からの意見を踏まえ検討を進め、パブリックコメントを実施したうえで、「京都市再犯防止推進計画(仮称)」を策定する。	京都市再犯防止推進計画に基づき、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を、住居・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用につなぐ等、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進した。 主な取組は、以下のとおり。 ①刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 刑事司法関係機関等をサポートする更生支援相談員の設置(令和3年4月)の他、刑事司法関係機関、地域福祉関係機関、本市関係課等のノウハウ向上や顔の見える関係づくりのための研修会(2回)を開催 ②ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 ハンドブック「つなぐつながる」のリニューアル(令和4年3月)、配布先の拡大(令和4年4月以降) ③民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進 補助制度を創設(令和3年6月)し、令和3年度は2団体に補助金交付決定 ④再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発 広報誌やSNS等を活用した発信の他、パネル展、企業向け講座等を開催。 ⑤京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起 京都少年鑑別所において、在所する少年を対象とした伝統産業の制作体験(和蠟燭の絵付け、3回)を実施。	令和3年度に引き続き、京都市再犯防止推進計画に掲げる重点推進施策を中心に、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進した。 ①刑事司法関係機関等をサポートする更生支援相談員を引き続き配置し、刑事司法関係機関、地域福祉関係機関、本市関係課等のノウハウ向上や顔の見える関係づくりのための研修会(2回)を開催。 ②ハンドブック「つなぐ つながる」を起訴猶予者等、矯正施設への入所に至らない段階にも拡大して配布。 ③民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりを推進するため、令和3年度に創設した補助制度において、令和4年度も2団体に補助金交付決定(7月) ④再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けて、広報誌やSNS等を活用した発信の他、パネル展、本市職員のラジオ出演により啓発活動を開催。 ⑤京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起等を目的に、京都少年鑑別所、更生保護施設・白光荘において、在所者を対象とした伝統産業の制作体験(和蠟燭の絵付け、西陣織しおり作り、清水焼絵付け体験、漆塗り絵付け体験、計7回)を実施。	令和5年度も、令和4年度に引き続き、重点推進施策を中心に取り組みを実施予定。 「4 再犯防止・更生支援に関する啓発」については、新たに再犯防止に関する啓発冊子の制作を行うとともに、制作した冊子の周知活動や、京都BBS連盟と連携した再犯防止に係る啓発パネルの制作等を行う。	保健福祉局
		○地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備による全市的な相談支援体制の充実 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設を一体化し、専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所・支所(保健福祉センター)への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等に対する支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図る。	・平成31年4月から基本設計を開始し、設計に係る市民向けワークショップを7月と8月の計2回実施した。また、7月から8月にかけて建設予定地内の地質調査(ボーリング調査)を実施した。11月末日をもって閉鎖した衛生環境研究所敷地内(建設予定地)の地歴調査を開始した。	令和2年度は、建設予定地内の建物(地上)部分等の解体を実施する。	令和3年度は、建設予定地内の土壌汚染対策工事、建物(地下部)解体工事を実施した。 また、新築工事を令和4年1月から開始した(竣工予定令和5年度)。	令和4年度は、令和4年1月から着工した新築工事について、予定通り工事を進めた。 なお、令和4年9月市会において、新築工事に係る資金及び材料価格の著しい上昇を理由として、契約変更を行った。	令和5年度は、引き続き新築工事を実施し、令和5年10月竣工を予定している。 令和5年12月から段階的に移転し、令和6年1月に移転の完了を予定している。	保健福祉局
		○課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援の充実 児童虐待や障害のある子ども等、支援が必要な子どもや家庭に対しては、児童相談所や発達相談所等において、一時保護や心理検査等の専門的対応を行う。 また、区役所・支所子どもはぐくみ室をはじめ、身近な地域においても、子育て中の親が一人で悩まずに気軽に相談できることや、関係機関や団体が課題を共有し適切な見守り等を進めることも重要であるため、児童虐待に係る相談等が増え続ける中、「子どもの安全の確保及び虐待を受けた子どもへの支援」と「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」を、より一層充実し、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう取り組んでいく。	○児童虐待対策の機能強化事業 全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図っている。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。 ・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績(令和2年1月末時点) 196世帯 ・児童相談所と子どもはぐくみ室における情報共有システム(児童家庭相談システム)を開発、導入	○児童虐待対策の機能強化事業 全ての子どもを児童虐待から守るため、各種研修の実施による専門性の向上や、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かした支援の充実を図った。また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室が必要な情報を共有するための児童家庭相談システムを活用した情報の共有及び管理を行った。 ・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績(令和2年度(令和2年11月末時点)) 187世帯	○児童虐待対策の機能強化事業 全ての子どもを児童虐待から守るため、各種研修の実施による専門性の向上や、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かした支援の充実を図った。また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室が必要な情報を共有するための児童家庭相談システムを活用した情報の共有及び管理を行った。 ・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績(令和3年度) 241世帯	○児童虐待対策の機能強化事業 全ての子どもを児童虐待から守るため、各種研修の実施による専門性の向上や、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図った。また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室が必要な情報を共有するための児童家庭相談システムを活用した情報の共有及び管理を行った。 ・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績(令和4年度) 156世帯	引き続き、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムを活用し、円滑な情報共有及び的確な進捗管理を行う。	子ども若者はぐくみ局

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
		○生活困窮者自立支援事業の充実 支援を必要とされる方を早期に発見し、生活が立ちいかなくなる前に支援を行うため、 保健福祉センター をはじめ、 税務、教育、就労、住宅等の各部局 はもとより、 ハローワーク、社会福祉協議会、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク とも十分に連携し、本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握し、支援を行う。	専任の相談員が、仕事や生活にお困りの方からの相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施。 ・なお、令和2年5月から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活福祉資金(総合支援資金)の特例貸付や住居確保給付金等の相談・申請等に対応するため、3名を増員し、京都市社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染症にかかる貸付・給付総合窓口」に配置することにより、生活にお困りの方の相談にきめ細やかに対応している。また、令和2年8月からはさらに相談支援員2名を増員し、相談体制の充実を図っている。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施。 ・なお、令和3年度については、生活福祉資金特例貸付の受付期間が終了することや住居確保給付金の相談・申請件数が減少している一方、生活福祉課に設置している生活困窮者自立相談支援窓口への相談件数は増加していることから、相談支援員として6名を配置した。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施。 ・なお、令和4年度については、生活福祉課に設置している生活困窮者自立相談支援窓口への相談件数は令和元年度と比べて増加していることから、相談支援員として6名を配置した。 ・更に、政府において、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が決定されたことを受け、生活福祉資金特例貸付の償還開始により、今後生活にお困りの方からの相談の増加を見据え、令和4年8月から相談支援員を1名増員し、7名による相談支援体制を確保している。	・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施する。 ・なお、令和5年度については、生活福祉課に設置している生活困窮者自立相談支援窓口への相談件数は令和元年度と比べて増加していることから、相談支援員として6名を配置する。 ・更に、令和5年7月から相談支援員を1名増員し、7名による相談支援体制を確保している。	保健福祉局
		○権利擁護支援体制の充実 認知症や障害等により、契約行為等を行う際に支援が必要な方が、日常生活に支障や不利益が生じることがないよう、 地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業 について、事業を実施する市社会福祉協議会・区社会福祉協議会への支援や成年後見制度の利用促進に向け、取組を進める。 また、 高齢者虐待、障害者虐待 の防止に向けては、 地域住民や関係機関等 に対して、 虐待に関する正しい知識の普及等 に取り組み、行政、関係機関、 地域が一体 となって、 虐待の未然防止と早期発見 につなげるとともに、 通報後の迅速な安全確保や適切な支援 に取り組んでいく。	【障害者虐待】 ・地域住民や関係機関、施設職員等を対象とした研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努めた。 ・行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努めた。	【障害者虐待】 ・引き続き、研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努めるとともに、行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努める。	【障害者虐待】 下記の通り障害者虐待防止研修を開催し、虐待の未然防止や早期発見の促進に努めた。 ・窓口職員向け研修:令和3年8月11日・18日 受講者計38人 ・施設等従事者向け研修:令和3年11月24日・12月8日 受講者計127人 ・市民向け研修:令和4年2月14日から動画配信 行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を下記の通り行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努めた。 ・障害者虐待防止検討部会の開催(計3回) 令和3年6月21日、10月25日、令和4年2月2日	【障害者虐待】 下記のとおり障害者虐待防止研修を開催し、虐待の未然防止や早期発見の促進に努めた。 ・窓口職員向け研修:令和4年8月10日・17日開催 受講者計42人 ・施設等従事者向け研修:令和4年11月28日・30日開催 受講者計127人 ・市民向け研修:令和5年3月1日開催 現地受講者計62人 オンライン受講者約40人 行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を下記の通り行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努めた。 ・障害者虐待防止検討部会の開催(計3回) 令和4年7月6日、9月9日、令和5年1月24日	【障害者虐待】 ・引き続き、研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努める。 ・引き続き、行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努める。	保健福祉局
		高齢者虐待防止については、 地域住民や連携機関 に対し、 高齢者虐待防止に関する啓発・研修 を実施し、 行政や地域包括支援センター等 を含む関係機関とともに 虐待の予防や早期発見 に努めている。 ○研修会 8回(令和2年3月末時点)	高齢者虐待においては、引き続き 地域住民や関係機関 へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに 虐待の未然防止や早期発見 につなげ、速やかかつ 確 に対応している。 ○研修会 3回(令和3年3月末時点)	高齢者虐待においては、引き続き 地域住民や関係機関 へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに 虐待の未然防止や早期発見 につなげ、速やかかつ 確 に対応している。 ○研修会 8回(令和4年3月末時点)	高齢者虐待においては、引き続き 地域住民や関係機関 へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに 虐待の未然防止や早期発見 につなげ、速やかかつ 確 に対応している。 ○研修会 8回(令和5年3月末時点)	高齢者虐待においては、引き続き 地域住民や関係機関 へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに 虐待の未然防止や早期発見 につなげ、速やかかつ 確 に対応している。 ○研修会 2回(令和5年6月末時点)	保健福祉局	
		日常生活自立支援事業は、 契約件数の増加 に対応するため、 各区社会福祉協議会 に配置する 専門員 を利用者35人に対し1人となるよう 予算措置 を行い 補助金 を交付している。 ○契約件数 830件(令和2年3月末時点)	日常生活自立支援事業は、引き続き 契約件数の増加 に対応できるよう、 各区社会福祉協議会 に配置する 専門員 を利用者35人に対し1人となるよう 補助金 を交付している。 ○契約件数 865件(令和3年3月末時点)	日常生活自立支援事業は、引き続き 契約件数の増加等 に対応するため、 各区社会福祉協議会 に配置する 専門員 を利用者35人に対し1人となるよう、 補助金 を交付している。 ○契約件数 799件(令和4年3月末時点)	日常生活自立支援事業は、引き続き 契約件数の増加等 に対応するため、 各区社会福祉協議会 に配置する 専門員 を利用者35人に対し1人となるよう、 補助金 を交付している。 ○契約件数 802件(令和5年3月末時点)	日常生活自立支援事業は、引き続き 契約件数の増加等 に対応するため、 各区社会福祉協議会 に配置する 専門員 を利用者35人に対し1人となるよう、 補助金 を交付している。 ○契約件数 802件(令和5年3月末時点)	保健福祉局	

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和元年度取組実績	令和2年度取組実績	令和3年度取組実績	令和4年度取組実績	令和5年度取組状況(予定)	担当局等
			—	「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、高齢サポートにおいて、社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議に参画し、消費生活情報の提供や注意喚起を行うとともに、高齢者等の取り巻く現状等について把握することで、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図った。 ○7行政区3支所において参画(令和3年1月末時点)	高齢者や障害者等の消費者被害を防止するために、地域の様々な主体が相互に連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、高齢サポートの社会福祉士等の専門職種で構成される権利擁護ネットワーク会議に参画し、消費生活情報の提供や注意喚起を行うとともに、高齢者等の取り巻く現状等について把握することで、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図った。 ○7行政区3支所において参画	「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、高齢サポートの社会福祉士等の専門職種で構成される権利擁護ネットワーク会議に参画し、消費生活情報の提供や注意喚起、消費者安全確保地域協議会についての研修を行うとともに、高齢者等を取り巻く現状等について把握することで、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図った。 ○9行政区3支所において参画(令和5年3月末時点) ※未参画の行政区(上京区、南区)についても、令和5年度からの参画に向けた協議を行った。	引き続き、各行政区における権利擁護ネットワーク会議に参画し、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図るとともに、消費者安全確保地域協議会の具体的な体制を検討し、関係機関との協議を進めるなど、協議会の設置に向けた取組を進める。	文化市民局
		○成年後見制度利用促進計画 認知症高齢者の増加等に伴い、また、認知症高齢者及び障害のある人の意思決定支援の重要性が更に高まる中、判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は、今後益々重要な役割を果たすと考えられる中、「 成年後見制度の利用の促進に関する法律 」及び同法に基づき国が策定した「 成年後見制度利用促進基本計画 」の内容等を踏まえ、 成年後見制度の更なる利用促進を図る。	成年後見支援センターは24年度から設置され、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部を行っている。令和元年度からは、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定められる中核機関に位置付け、新たに成年後見制度利用促進協議会(元年11月開催)、チームへの専門職派遣事業を開始した。 ○成年後見に関する相談件数 令和2年3月末時点 1,343件 ○市民後見人養成件数(修了者数) 令和2年3月末時点 14名	成年後見支援センターは中核機関として、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催(令和2年12月開催)、チームへの専門職派遣事業を継続して実施した。 ○成年後見に関する相談件数 令和3年3月末時点 1,227件 ○市民後見人養成件数(修了者数) 令和3年3月末時点 16名	成年後見支援センターを中核機関として、成年後見制度に係る相談、家庭裁判所への申立支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催(令和3年8月開催)、チームへの専門職派遣事業を継続して実施した。 ○成年後見制度に関する相談件数 令和4年3月末時点1,890件 ○市民後見人養成件数(修了者数) 令和4年3 月末時点 14名	成年後見支援センターを中核機関として、成年後見制度に係る相談、家庭裁判所への申立支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催(令和4年8月・12月開催)、チームへの専門職派遣事業を継続して実施している。 ○成年後見制度に関する相談件数 令和5年3月末時点 1,413件 ○市民後見人養成件数(修了者数) 令和5年3月末時点 22名	成年後見支援センターを中核機関として、成年後見制度に係る相談、家庭裁判所への申立支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催、チームへの専門職派遣事業を継続して実施する予定である。 また、令和5年4月から新たに職員を2名配置し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を支援するなど、総合的な権利擁護の取組の推進を図っていく。	保健福祉局